

○えびの市障害者・高齢者住宅改造等助成事業費補助金交付要綱

(平成29年2月16日えびの市告示第11号)

えびの市障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成25年えびの市告示第151号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、在宅の障害者(児)又は高齢者の居住に適するよう改造するために要する費用及び視覚障害者の施術施設整備に要する費用を助成することにより、障害者(児)又は高齢者の自立した生活の維持、促進及び介護者の負担の軽減並びに視覚障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(助成事業の種類)

第2条 障害者・高齢者住宅改造等助成事業(以下「事業」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者住宅改造助成事業
- (2) 障害者施術施設整備助成事業
- (3) 高齢者住宅改造助成事業

(助成の対象者)

第3条 前条第1号に規定する事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) えびの市内に住所を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当する者(児)(以下「対象障害者」という。)がいること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号により次のいずれかに該当する者

- (ア) 下肢、体幹又は視覚障害で1級から3級までの者
- (イ) 上肢障害で1級又は2級の者
- (ウ) 脳病変による運動機能障害で1級から3級までの者
- (エ) 内部障害で1級から3級までの者

イ 宮崎県療育手帳制度実施要綱(昭和48年12月27日福祉生活部児童家庭課)の規定により、療育手帳Aの交付を受けている者

- (3) 世帯の生計の中心となる者の前年の所得税額が7万円以下であること。
- (4) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団又はイに掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

エ 市税等を滞納している者

2 前条第2号に規定する事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) えびの市内に施術施設を有して事業を行うこと。

(2) 身障法第15条第4項の規定により視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていること

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を所有し、新たに施術業を開業するにあたり、施術施設整備の必要性が認められること。

(4) 世帯の生計の中心となる者の前年の所得税額が非課税であること。

(5) 前項第4号に掲げるいずれにも該当していないこと。

3 前条第3号に規定する事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) えびの市内に住所を有すること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者であって、満65歳以上の者であること。

(3) 世帯の生計の中心となる者の前年の所得税額が7万円以下であること。

(4) 第1項第4号に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

（事業の対象となる経費）

第4条 事業の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に該当する部分の改造に係るものとする。ただし、新築、改築及び増築に係る経費、介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費、同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第77条第1項第6号に規定する日常生活支援用具給付に基づく住宅改修費の支給対象となるものに係る経費については助成の対象としない。

(1) 障害者住宅改造等助成事業及び高齢者住宅改造等助成事業

ア 居室

イ 浴室

ウ 台所

エ 洗面所

オ 便所

カ 玄関

キ 階段

ク 廊下

ケ その他特に必要と認めた住宅の設備・構造等をその該当者に適応するよう改造するために要する箇所

(2) 障害者施術施設整備助成事業
新規開設する施術施設に要する経費
(事業の適用)

第5条 対象経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、該当各号に定める要件を適用する。

(1) 障害者住宅改造等助成事業及び高齢者住宅改造等助成事業

ア 原則として当該住宅につき1回とし、過去に、当該事業（この告示による改正前のえびの市障害者住宅改造助成事業実施要綱（平成25年えびの市告示第151号）及びえびの市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成8年えびの市告示第44号）による事業を含む。）による助成を受けたことがない住宅に限る。なお、この告示による障害者住宅改造等助成事業及び高齢者住宅改造助成事業は、併用できるものとする。

イ 高齢者住宅改造等助成事業については、居宅介護住宅改修費等の支給対象となる改造又は改修であって介護保険給付の手続をしていない者は、事業の適用は認められない。

(2) 障害者施術施設整備助成事業

原則として新たに施術業を開業する者につき1回とし、過去にこの要綱及び旧要綱による助成を受けたことがない者に限る。

(事業の助成額)

第6条 事業の助成額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 障害者住宅改造等助成事業及び高齢者住宅改造等助成事業 20万円と対象経費のいずれか低い方の額に別表に定める助成割合を乗じた額

(2) 障害者施術施設整備助成事業 60万円と対象経費のいずれか低い方の額

(事業の承認)

第7条 この事業の適用を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、障害者住宅改造助成事業承認申請書（別記様式第1号）又は高齢者住宅改造助成事業承認申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、えびの市障害者・高齢者住宅改造審査会（以下「審査会」という。）に意見を求め、その意見を基に事業承認の可否を決定し、障害者住宅改造助成事業承認（却下）通知書（別記様式第3号）又は高齢者住宅改造助成事業承認（却下）通知書（別記様式第4号）（以下「事業承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により、市長から意見を求められた審査会の班長は、対象障害者又は高齢者の身体の状況及び家屋の状況等を調査した上で意見書（障害者）（別記様式第5号又は意見書（高齢者）別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項による事業の承認を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「規則」という。）第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第7号）
- (2) 収支予算書（別記様式第8号）
- (3) 工事見積書
- (4) 改造箇所の図面
- (5) 工事着手前の写真
- (6) 世帯の生計の中心となる者の前年の課税額が確認できる書類
- (7) 借家、借間の場合は、所有者の承諾書
- (8) 事業承認通知書の写し

(施工)

第9条 申請者による住宅改造工事及び施術施設整備の開始時期は、補助金の交付決定を受けた後とする。

2 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、住宅改造の施工内容又は施術整備の内容を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条2項に基づく変更の申出があったときは、必要に応じて審査会に意見を求めるものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、事業完了後速やかに、規則第14条の規定に基づく補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) 工事完成後の写真
- (4) 補助金等交付決定通知書の写し

(助成額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による住宅改造工事又は施術施設整備完了の報告があったときは、内容を審査の上、助成額を確定し、申請者に支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為によりこの事業の助成決定を受けたとき。

(2) 助成金をこの事業の目的以外のことに流用したとき。

(3) その他法令又はこの告示に違反したとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、取消しにかかる部分に関し、既に申請者が助成を受けているときは、市長の命じるところにより助成金を返還させることができるものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、障害者若しくは高齢者の住宅改造等助成又は障害者施術施設整備助成に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(えびの市高齢者住宅改造助成事業実施要綱の廃止)

2 えびの市高齢者住宅改造助成事業実施要綱は、廃止する。

別表 (第6条関係)

助成割合

対象者の階層区分	助成割合
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	10分の10
生計の中心となる者の前年の所得税額が非課税である世帯	10分の9
生計の中心となる者の前年の所得税額が7万円以下である世帯	10分の6

別記様式第1号 (第7条関係)

障害者住宅改造助成事業承認申請書

[別紙参照]

様式第2号 (第7条関係)

高齢者住宅改造助成事業承認申請書

[別紙参照]

様式第3号 (第7条関係)

障害者住宅改造助成事業承認(却下)通知書

[別紙参照]

様式第4号 (第7条関係)

高齢者住宅改造助成事業承認（却下）通知書

[別紙参照]

様式第5号（第7条関係）

意見書（障害者）

[別紙参照]

様式第6号（第7条関係）

意見書（高齢者）

[別紙参照]

様式第7号（第8条関係）

事業計画書

[別紙参照]

様式第8号（第8条関係）

収支予算書

[別紙参照]

様式第9号（第11条関係）

事業実績報告書

[別紙参照]

様式第10号（第11条関係）

収支決算書

[別紙参照]